

## 目次

### 設立

第1問	財産引受け（平成29年司法試験設問1（2）参考）	1
第2問	設立費用（平成29年司法試験設問1（1）参考）	7
第3問	現物出資財産の価額が定款に記載された価額に著しく不足する事例（平成22年司法試験設問1参考）	13

### 株式

第4問	株式の名義上の引受人と実質上の引受人とが一致しない事例（令和3年司法試験設問2参考）	19
第5問	利益供与	25
第6問	定款による譲渡制限（平成23年予備試験設問1・2参考）	31
第7問	定款による譲渡制限	37
第8問	準共有株式の権利行使	43
第9問	準共有株式の権利行使（平成28年予備試験設問2参考）	51
第10問	自己株式の取得（取得手続 - 令和2年予備試験設問2参考）	57
第11問	自己株式の取得（手続規制違反 - 平成23年司法試験参考）	63
第12問	自己株式の取得（財源規制違反 - 平成23年司法試験参考）	69
第13問	株式併合（平成29年司法試験設問2・3参考）	75

### 株主総会

第14問	株主総会でも代表取締役を解職できるとする旨の定款変更決議	81
第15問	少数株主による株主総会の招集の手続（令和1年司法試験設問1参考） 株主提案権（同上）	87
第16問	議決権行使の代理人資格を株主に限定する旨の定款規定（令和3年司法試験設問2参考）	95
第17問	取締役の説明義務（平成25年予備試験設問1参考）	101
第18問	特別利害関係株主 他の株主に関する手続上の瑕疵の主張	108
第19問	監査役の見解陳述権（平成24年司法試験設問3参考） 否決の決議の取消しを求める訴えの適法性（同上）	113
第20問	決議の取消しにより監査役権利義務者となる者の原告適格（平成24年司法試験設問3参考）	119
第21問	利益供与を手段とする議決権行使（平成30年司法試験設問2参考）	125
第22問	議長の議事整理に関する権限の濫用（平成30年司法試験設問2参考）	131
第23問	株主総会決議の取消しの訴えにおける準共有株主の原告適格（令和5年司法試験設問3参考） 瑕疵の連鎖（同上） 準共有株式の権利行使（同上）	137

### 取締役

第24問	取締役の解任を理由とする損害賠償請求（平成28年司法試験設問2（1）参考）	149
第25問	表見代表取締役（令和3年予備試験設問1参考） 代表取締役就任の不実登記の効果（同上）	155

### 取締役会

第26問	特別利害関係取締役に対する招集通知を欠いた場合における取締役会決議の効力（平成28年司法	
------	--	--

試験設問 1 (1) 参考)	161
第 27 問 取締役会決議を欠く「重要な財産の処分」の効力	167
第 28 問 取締役会決議を欠く「多額の借財」の効力 (平成 20 年司法試験設問 1、平成 26 年司法試験設問 2 参考)	173
代表権濫用 (平成 26 年司法試験設問 2 参考)	

## 取締役と会社の利益衝突

第 29 問 競業取引 (平成 27 年司法試験設問 1 参考)	179
第 30 問 直接取引 (平成 30 年予備試験設問 2 参考)	187
第 31 問 間接取引 (令和 3 年司法試験設問 1 参考)	193
第 32 問 直接取引と間接取引の区別 (平成 26 年予備試験設問 1 参考)	199
第 33 問 取締役の報酬	207
第 34 問 取締役の報酬 (令和 3 年予備試験設問 2 参考)	213
第 35 問 取締役の報酬 (平成 28 年司法試験設問 1 (2) 参考)	221

## 取締役の対会社責任

第 36 問 事実上の取締役 (平成 26 年司法試験設問 3 参考)	227
第 37 問 名目的取締役の監視義務 (司法試験プレテスト参考)	233
第 38 問 経営判断の原則 (平成 19 年司法試験設問 2 参考)	239
第 39 問 利益相反関係が存在する場合における経営判断の原則の適用の有無 (令和 4 年司法試験設問 2 参考)	249
第 40 問 内部統制システムの構築・運用 (平成 28 年司法試験設問 3 参考)	257
第 41 問 一人会社における唯一の株主であり代表取締役でもある者が行った行為 (令和 5 年司法試験設問 1 (1) 参考)	265

## 取締役の対第三者責任

第 42 問 会社債権者の利益に配慮する義務 (令和 5 年司法試験設問 1 (2) 参考)	273
第 43 問 退任登記未了の登記簿上の取締役	279
第 44 問 法令違反行為についての監視義務 (平成 27 年予備試験設問 1 (1) 参考)	285
第 45 問 株主の間接損害 (平成 27 年予備試験設問 1 (2) 参考)	291
第 46 問 虚偽の計算書類の作成 (平成 22 年司法試験設問 2 参考)	297

## 取締役の責任の追及等

第 47 問 株主代表訴訟 (平成 26 年司法試験設問 3 参考)	303
第 48 問 多重代表訴訟 (令和 2 年予備試験設問 1 参考)	309
親会社の取締役の子会社の取締役に対する監視・監督義務 (同上)	
第 49 問 違法行為の差止請求 (平成 24 年司法試験設問 2 (1) 参考)	317

## 募集株式の発行等

第 50 問 公開会社における株主総会の特別決議を欠く有利発行の効力 (平成 26 年予備試験設問 2 参考)	323
第 51 問 企業提携目的での新株発行における有利発行の判断基準 (平成 19 年司法試験設問 1 参考)	331

第52問	見せ金による払込みの仮装（平成29年予備試験設問2参考）	337
第53問	債務の株式化（平成29年予備試験設問1参考）	345
第54問	不正発行を理由とする差止請求 不正発行を理由とする新株発行無効の訴え（公開会社の事例）	351
第55問	非公開会社における不正発行を理由とする新株発行無効の訴え（平成25年司法試験設問3参考） 非公開会社における株主総会の特別決議を欠くことを理由とする新株発行無効の訴え	357
第56問	新株発行不存在確認の訴え（平成26年司法試験設問1参考）	365

## 新株予約権

第57問	差別的行使条件付新株予約権の無償割当て（令和1年司法試験設問2参考）	371
------	------------------------------------	-----

## 組織再編

第58問	吸収合併の効力を争う方法（平成21年司法試験設問6参考）	383
第59問	株式交換の効力を争う方法（平成20年司法試験設問1参考）	389
第60問	詐害的公司分割における残存債権者の救済方法	395

## 事業譲渡

第61問	事業譲渡の要件・手続（平成18年司法試験設問1参考）	403
第62問	株主総会の特別決議に取消事由がある場合における事業譲渡の効力（平成18年司法試験設問2参考）	411
第63問	譲渡会社の名称を続用する譲受会社の責任（平成27年予備試験設問2参考）	417

## 計算

第64問	会計帳簿閲覧請求（平成30年司法試験設問1参考）	423
第65問	財源規制違反の自己株式取得に関する取締役の責任（平成23年司法試験参考）	431

## 手形法

第66問	交付欠缺	439
第67問	手形偽造（平成28年予備試験設問1参考）	445
第68問	人的抗弁の対抗（平成24年予備試験設問2参考）	451
第69問	二重無権の抗弁	457

## 商法総則・商行為法

第70問	売主の検査・通知義務（平成24年予備試験設問1参考）	463
------	----------------------------	-----



## 第 1 問

### (事案)

1. Aは、唯一の発起人として、A及びBの2名で設立時発行株式を引き受ける形で、甲株式会社（以下「甲社」という）を設立するための手続を進めていた。
2. Aは、甲社の設立手続を進める上で、Cとの間で、「甲社発起人A」の名義で、設立後の甲社の事業に用いる目的で、食品加工用の機械（以下「本件機械」という）を、甲社の成立を条件として、甲社がCから代金800万円で購入する契約（以下「本件購入契約」という）を締結した。
3. その後、甲社の設立登記がされた。公証人の認証を受けた甲社の定款には、甲社の成立を条件として特定の財産を譲り受けることを約する契約についての記載がなかった。
4. 甲社の純資産額は、設立後、数ヶ月の間、3000万円を超えることがなかった。
5. 甲社は、設立後、Cから、本件機械について代金として50万円を追加するように要求されるとともに、この要求に応じないのであれば、本件購入契約の有効性を問題とし、本件機械の引渡しに応じないと主張された。

### (設問)

甲社の代表取締役Bは、本件機械が甲社の事業活動に不可欠であったことから、上記5のCの要求に応じることがもやむを得ないが、できれば代金を追加して支払うことなく本件機械の引渡しを受けたいと考えている。甲社が本件機械の引渡しを受けるために採ることができる方法及びこれに必要となる会社法上の手続について、検討しなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第1問は、財産引受けに関する基本的な理解を問う問題である。

平成29年司法試験設問1(2)

2. 解答のポイント

参考

本件購入契約は財産引受け(28条2号)に該当するところ、甲社の原始定款には財産引受けについての記載がないため、本件購入契約の有効性と追認の可否が問題となる。

(1) 財産引受け

財産引受けとは、発起人が設立中の会社のために、第三者との間で、会社の成立を停止条件として特定の財産を譲り受ける旨を約する契約をいう。

目的財産の過大評価により成立後の会社の財産的基礎が危うくなるおそれがある上、現物出資規制(28条1号)の潜脱のおそれもあるため、変態設立事項とされている(2号)。

法が特別な規制を設けている以上、原始定款に記載のない財産引受けすべて無効である(28条柱書)。

(2) 追認の可否

無効な財産引受けを成立後の会社が追認することができるかについては争いがある。

基礎応用16頁[論点1]、論証集8頁[論点3]

判例は、「株主・債権者等の会社の利害関係人の保護」という立法目的を重視して、原始定款に記載のない財産引き受けは「何人との関係においても常に無効であって、設立後の会社が追認したとしても、…有効になるものではなく、成立後の会社は「特段の事情のない限り、…無効をいつでも主張することができる」として、追認否定説に立っている。なお、譲渡人も無効主張できると解されている。

最判S61.9.11・百5

しかし、判例の見解によると、成立後の会社が相手方と改めて契約を締結しようとしたところ相手方が応じないという場合には、成立後の会社が当該財産を取得することができなくなり、成立後の会社の利益保護という28条2号の趣旨にそぐわない。そこで、無権代理に準じて考えて、成立後の会社の追認により有効になると解すべきである(追認肯定説)。

最判S28.12.3

そして、当該財産引受けが事後設立(467条1項5号)の規模を充たす場合には株主総会の特別決議(309条2項11号類推)、そうでない場合であっても「重要な財産の…譲受け」(362条4項1号類推)に該当する場合には取締役会決議が追認の際に必要とされると解すべきである。

甲社の純資産額は、設立後、数か月間、3000万円を超えることはなかった。そして、本件購入契約の代金額800万円(467条1項5号イ)は、甲社の「純資産額として法務省令で定める方法により算定される額」(同号ロ)の5分の1を超えるから、株主総

会の特別決議を要することになる。

したがって、甲社は本件購入契約を追認するという方法を採用  
ことができ、その際には、事後設立規制に準じて株主総会の特別  
決議を経る必要がある。



(参考答案)

1. 本件購入契約は、財産引受け（会社法 28 条 2 号）に該当する。甲社の原始定款には財産引受けについての記載がないため、本件購入契約は無効である（28 条柱書）。それでは、甲社は追認することにより本件購入契約を有効にできるか。
2. 判例は、株主・債権者等の会社の利害関係人の保護という 28 条 2 号の立法目的を重視して、成立後の会社による追認を認めない絶対的無効と解している。しかし、成立後の会社が相手方と改めて契約を締結しようとしたところ相手方が応じないという場合には、成立後の会社が当該財産を取得することができなくなり、成立後の会社の利益保護という 28 条 2 号の趣旨にそぐわない。そこで、無権代理に準じて考えて、成立後の会社の追認により有効になると解する。  
そして、事後設立規制との均衡上、当該財産引受けが事後設立の規模を満たす場合には、株主総会の特別決議が追認の際に必要とされると解すべきである（467 条 1 項 5 号類推、309 条 2 項 11 号類推）。
3. 甲社の純資産額は、設立後、数か月間の間、3000 万円を超えることはなかった。そして、本件購入契約の代金額 800 万円（467 条 1 項 5 号イ）は、甲社の「純資産額として法務省令で定める方法により算定される額」（同号ロ）の 5 分の 1 を超えるから、株主総会の特別決議を要することになる。  
したがって、甲社は本件購入契約を追認するという方法を採用ことができ、その際には、事後設立規制に準じて株主総会の特別決議を経る必要がある。 以上



## 第 2 問

### (事案)

1. Aは、唯一の発起人として、A及びBの2名で設立時発行株式を引き受ける形で、甲株式会社（以下「甲社」という）を設立するための手続を進めていた。
2. Aは、甲社の設立手続を進める上で、当初の1ヶ月間は、設立事務を行う事務所と設立事務を補助する事務員が必要であると考え、Cから、「甲社発起人A」の名義で、事務所用建物を、賃貸期間を1ヶ月に限り、賃料を後払いで60万円とする約定により賃借した。また、Aは、「甲社発起人A」の名義で、Dを、設立事務を補助する事務員として、期間を1ヶ月に限り、報酬を後払いで40万円とする約定により雇用した。なお、当該賃料及び当該報酬は、相場に照らし、いずれも適正な金額であった。
3. その後、甲社の設立登記がされた。公証人の認証を受けた甲社の定款には、設立費用については「設立費用は80万円以内とする。」との記載があり、当該設立費用については、裁判所の選任した検査役の調査等の必要な手続を経ていた。

### (設問)

Aは、Cに対して上記2の賃料60万円を、Dに対して上記2の報酬40万円を、いずれも支払っておらず、甲社は、その成立後、直ちに、C及びDから、これらの支払いを求められた。この場合において、甲社がこれらの支払を拒否することができるかどうかについて、論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第2問は、設立費用に関する基本的な理解を問う問題である。

平成29年司法試験設問1(1)

2. 解答のポイント

参考

本問では、原始定款記載額を超える設立費用が未払である場合における当該設立費用に係る債務の帰属先が問題となる。

(1) 設立中の会社の概念、発起人の権限の範囲

設立費用の帰属について論じる前提として、設立中の会社の概念と発起人の権限の範囲について明らかにする必要がある(平成29年司法試験・採点実感)。

会社の設立過程における発起人の行為が成立後の会社に効果帰属することについては、次のように説明するべきである。

基礎応用18頁[論点1]、論

証集9頁[論点1]

設立登記(49条)前であっても設立中の会社という権利能力なき社団が成立しており、発起人がその執行機関としてその権限の範囲内で行った行為の効果は、実質的には設立中の会社に帰属する。

そして、設立中の会社と成立後の会社とは実質的同一性を有するから、設立後は、設立中の会社に実質的に帰属していた権利義務関係が、成立後の会社に形式的にも帰属することになると解する(同一性説)。

そうすると、会社の設立過程における発起人の行為が成立後の会社に効果帰属するかどうかは、発起人の権限の範囲によって決まることとなる。

(2) 設立費用

ア. 設立費用とは

設立費用とは、会社の設立事務の執行のために必要な費用を意味する。これに関しては、①会社の設立自体に必要な行為、②会社の設立のために事実上又は経済上必要な行為がある。

①は、会社の成立自体を目的とする行為であり、定款作成・設立時発行株式の割当てのように、会社の設立のために法律上必要とされる行為である。これが発起人の権限の範囲内であることは当然である。

なお、設立費用のうち、定款の認証手数料・印紙税(30条1項)、払込取扱金融機関に支払う手数料・報酬(34条2項、64条)、検査役に対する報酬(33条3項)、設立登記のための登録免許税は、金額に客観性があり濫用のおそれがないため、定款に記載がなくても当然に成立後の会社に帰属する(28条4号括弧書、施行規則5条)。

②は、設立事務所の賃借、設立事務員の雇用、募集設立の場合における募集広告の広告代理店への委託などである。発起人が自己の名で(自分が契約当事者となって)②の行為を行い、定款への記載・検査役調査を満たす場合に、成立後の会社に求

償できるのは当然である（28条4号）。

#### イ. 未履行の設立費用の帰属

発起人が設立中の会社のために②会社の設立のために事実上又は経済上必要な行為をした場合、その行為の効果（債権・債務）を成立後の会社に直接帰属させることができるか。これは、未履行の設立費用債権者が、成立後の会社に対して設立費用の支払を請求することができるか、という問題である。

設立事務を行う事務所用建物の賃貸借契約と設立事務を補助する事務員の雇用契約は、いずれも会社の設立のために事実上必要な行為として発起人Aの権限内の行為であるから、原始定款に記載（28条4号）した額の限度であれば、検査役調査（33条）を経ていることを要件として、当然に成立後の甲社にその権利義務関係が帰属する。

もっとも、上記の設立費用について検査役の調査は経ているが、その合計額は100万円のうち20万円については、原始定款記載の限度額（80万円）を超過する。そこで、超過する20万円分についても、甲社に帰属するのかが問題となる。

判例は、設立費用として変態設立事項の規制（原始定款への記載・検査役調査）を満した限度において成立後の会社に請求できると解している。

しかし、この見解では、本件のように設立費用に債権者が複数いる場合や設立費用額が原始定款記載額を超える場合に複雑な法律関係が生じかねない。そこで、設立費用に関する会社法の規律は、成立後の会社と発起人の間の費用分担を定めるにとどまり、発起人の対外的な権限まで制約するものではないと理解することで、設立費用は全額、設立中の会社と実質的同一性を有する成立後の会社に帰属し、成立後の会社は原始定款記載額の超過分を発起人に求償できるにとどまると解すべきである。

そうすると、設立費用はすべて甲社に帰属するから、甲社は、Cからの賃料60万円の請求及びDからの報酬40万円の請求を拒否できない。

基礎応用 18頁 [論点2]、論  
証集 9頁 [論点2]

大判 S2.7.4・百6

(参考答案)

1. 会社の設立過程において発起人がその執行機関としてその権限の範囲内で行った法律行為に関する権利義務関係は、実質的には設立中の会社に帰属し、設立後は、成立後の会社に形式的にも帰属することになると解する。
2. 設立事務を行う事務所用建物の賃貸借契約と設立事務を補助する事務員の雇用契約は、いずれも会社の設立のために事実上必要な行為として発起人 A の権限内の行為であるから、原始定款に記載（会社法 28 条 4 号）した額の限度であれば、検査役調査（33 条）を経ていることを要件として、当然に成立後の甲社にその権利義務関係が帰属する。

上記の設立費用について検査役の調査は経ているが、その合計額は 100 万円のうち 20 万円については、原始定款記載の限度額（80 万円）を超過する。そこで、超過する 20 万円分についても、甲社に帰属するのかが問題となる。

- (1) 判例は、設立費用として変態設立事項の規制（原始定款への記載・検査役調査）を満たした限度において成立後の会社に請求できると解している。しかし、この見解では、本件のように設立費用に債権者が複数いる場合や設立費用額が原始定款記載額を超える場合に複雑な法律関係が生じかねない。そこで、設立費用に関する会社法の規律は、成立後の会社と発起人の間の費用分担を定めるにとどまり、発起人の対外的な権限まで制約するものではないと理解することで、設立費用は全額、設立中の会社と実質的同一性を有する成立後の会社に帰属し、成立後の会社は原始定款記載額の超過分を発起人に求償できるにとどまると解すべきである。
- (2) そうすると、設立費用はすべて甲社に帰属するから、甲社は、C からの賃料 60 万円の請求及び D からの報酬 40 万円の請求を拒否できない。  
以上





### 第 3 問

(事案)

1. A及びBは、Aの所有する土地建物（以下「本件不動産」という）を活用して、株式会社を設立してスーパーマーケット事業を営もうと考え、いずれも発起人となって、発起設立の方法により甲株式会社（以下「甲社」という）を設立することとした。

A及びBは、発起人として、Aが金銭以外の財産として本件不動産を出資すること、その価額は5億円であること及びAに対し割り当てる設立時発行株式の数は5000株であることを定め、これらの事項を、書面によって作成する定款に記載した。そして、Aは、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、本件不動産を給付した（以下Aによる本件不動産の出資を「本件現物出資」という）。

他方、A及びBは、発起人として、Bが割当てを受ける設立時発行株式の数は1000株であり、その株式と引換えに払い込む金銭の額は1億円であると定めた。そして、Bは、設立時発行株式の引受け後遅滞なく、その引き受けた設立時発行株式につき、その出資に係る金銭の全額1億円を払い込んだ。

なお、A及びBは、本件不動産の評価額を5億円とする不動産鑑定士の鑑定評価及び本件不動産について定款に記載された5億円の価額が相当であることについての公認会計士の証明を受けた。そして、A及びBは、裁判所に対し、定款に記載のある本件現物出資に関する事項を調査させるための検査役の選任の申立てをしなかった。

設立中の甲社においては、A及びBが設立時取締役として選任され、Aが設立時代表取締役として選定された。A及びBは、その選任後遅滞なく、本件不動産に係る不動産鑑定士の鑑定評価及び公認会計士の証明が相当であること並びにA及びBによる設立時発行株式に係る出資の履行が完了していることにつき調査をした。その後、甲社は、本店の所在地において設立の登記をしたことにより成立し、Aが甲社の代表取締役に、Bが甲社の取締役にそれぞれ就任した。

2. その後、以下の事実が判明した。

(1) 本件不動産は、本件現物出資の当時、土地に土壤汚染が存在し、甲社の定款作成の時及び成立の時における客観的価値は、いずれも1億円にすぎなかった。

(2) また、甲社の設立当時、Aは、当該土壤汚染の存在を認識していたが、Bは、当該土壤汚染の存在を認識しておらず、本件不動産に係る鑑定評価や証明を行った不動産鑑定士及び公認会計士は、その当時、当該土壤汚染の存在や、これにより定款に記載された本件不動産の価額が相当でないことを認識していなかつ

た。

(設問)

本件現物出資に関し、会社法上、A及びBが甲社に対して負担する責任について、説明しなさい。

(解説)

1. 出題の概要

第3問は、株式会社成立時における現物出資財産の価額が当該現物出資財産について定款に記載された価額に著しく不足する場合における、発起人及び設立時取締役の責任について基本的な理解を問う問題である。

平成22年司法試験設問1参考

2. 解答のポイント

(1) 財産価額填補責任(52条1項)

財産価額填補責任についても、任務懈怠責任と同様、A及びBについて、「発起人」としての責任と「設立時取締役」としての責任の双方が問題となるが(平成22年司法試験・採点実感)、両者で大きな差異はないため、参考答案では、「発起人」としての責任についてのみ言及している。

基礎応用20頁・3、論証集10頁・3

本件不動産の客観的な「価額」1億円は、「定款に記載された価額」5億円の5分の1にすぎないから、前者が後者に「著しく不足するとき」(同条1項)に当たる。問題は、免責の有無である。

「発起人」Aは、「第28条第1号の財産を給付した者」であり、同条2項の免責を受けられない(同条2項柱書括弧書)から、「不足額」4億円の支払義務を負う。

検査役の調査(33条2項)を経ていないから52条2項1号の免責はないが、現物出資者本人ではない「発起人」Bについては、同条2項2号の免責の余地がある。そして、上記不足額の原因である土壌汚染については専門家である不動産鑑定士・公認会計士も認識できていないから、Bがこれを知らなかったことに過失があるとはいえず、Bには無過失の証明が認められる。したがって、Bは4億円の支払義務を負わない。

(2) 任務懈怠責任(53条1項)

任務懈怠責任については、「発起人」としての責任と「設立時取締役」としての責任とで、「任務」の内容が異なるから、双方を論じるべきである。

基礎応用19頁・1、論証集10頁・1

ア. 「発起人」としての責任

発起人は、設立中の会社の業務執行機関たる地位に基づき、「その任務」として、設立事務処理につき善管注意義務(民法644条)を負う。

発起人が自ら何らかの違法・不法な行為に積極的に関与していたのであれば任務懈怠があるといえるが、そうでない場合については、そもそも発起人の「任務」の具体的内容が明確でないため、はっきりとしない。

これについては、発起人が設立時取締役等による設立経過の調査の報告先になっていること及び財産価額填補責任(52条)・仮装払込みに関する責任規定(52条の2)に鑑み、法は、少な

くとも違法・不当な行為（またはその疑い）を認識していた発起人が組合契約上の権利・権限を行使して善処することは発起人の「任務」として求めていると解される（単なる放置は任務懈怠とならない）、と説明されている。

A は、甲社の設立当時から土壌汚染の存在を認識していたにもかかわらず、発起人として現物出資財産である本件不動産の価額を 5 億円であると定款に記載しているから、発起人としての任務懈怠を認めることができる。

これに対し、B は、土壌汚染の存在を認識していなかったためであるから、発起人としての任務懈怠を認めることはできない。

#### イ. 「設立時取締役」としての責任

設立時取締役（及び設立時監査役）の「任務」は、設立に関する監督機関としての任務（46 条、93 条）である。具体的に、設立時取締役は、「その任務」として、㉞設立経過の調査（46 条 1 項各号の調査）を行い、㉟調査の結果、法令・定款違反又は不当な事項があった場合には、各発起人に通知しなければならない（46 条 2 項）。

土壌汚染の事実を認識していた A は、33 条 10 項 3 号の証明に「不当な事項がある」ことを B に通知する義務があるのにこれを怠ったのだから、任務懈怠がある。

これに対し、B については、同 3 号の証明の相当性について調査義務を履行しており、しかも、調査をしても土壌汚染の事実を認識できなかったのだから通知義務違反による任務懈怠は認められない。

なお、任務懈怠を認めた場合であっても、甲社は設立時発行株式の発行により株式の時価相当額の経済的出捐をするわけではないから、現物出資による会社財産の増加があるだけで、不足額 4 億円の「損害」は生じないと解する余地もある。2010 法セミ解説（黒沼悦郎）57 頁でも、「甲会社には、5000 株と引き換えに 1 億円相当の財産しか出資されていないのであるから、4 億円の損害が発生していると考えられなくもない。しかし、本件の現物出資によって会社の財産は増加しているのであるから、会社に損害が生じたとみることはできず、A 及び B は任務懈怠責任を負担しないと考える。」と説明されている。

(参考答案)

1. 財産価額填補責任 (会社法 52 条 1 項)

- (1) 本件不動産の客観的な「価額」1 億円は、「定款に記載された価額」5 億円の 5 分の 1 にすぎないから、前者が後者に「著しく不足するとき」(同条 1 項) に当たる。
- (2) 「発起人」A は、「第 28 条第 1 号の財産を給付した者」であり、同条 2 項の免責を受けられない(同条 2 項柱書括弧書) から、「不足額」4 億円の支払義務を負う。
- (3) 検査役の調査(33 条 2 項) を経ていないから 52 条 2 項 1 号の免責はないが、以下の理由から、現物出資者本人ではない「発起人」B には同条 2 項 2 号の免責が認められる。

上記不足額の原因である土壌汚染については専門家である不動産鑑定士・公認会計士も認識できていないから、B がこれを知らなかったことに過失があるとはいえず、B には無過失の証明が認められる。したがって、B は 4 億円の支払義務を負わない。

2. 任務懈怠責任 (53 条 1 項)

- (1) 「発起人」A・B は、設立中の会社の業務執行機関としての地位に基づく「任務」として、設立事務処理について善管注意義務(民法 644 条) を負う。

A は、甲社の設立当時から土壌汚染の事実を認識していたにもかかわらず、発起人として原始定款に本件不動産の価額を 5 億円と記載しているから、善管注意義務違反による任務懈怠が認められる。

これに対し、B については、土壌汚染の事実を認識していなかったのだから、善管注意義務違反による任務懈怠がない。

- (2) 「設立時取締役」A・B は、設立に関する監督機関としての「任務」として、46 条 1 項・2 項に基づく調査・通知義務を負う。

土壌汚染の事実を認識していた A は、33 条 10 項 3 号の証明に「不当な事項がある」ことを B に通知する義務があるのにこれを怠ったのだから、任務懈怠がある。

これに対し、B については、同 3 号の証明の相当性について調査義務を履行しており、しかも、調査をしても土壌汚染の事実を認識できなかったのだから通知義務違反による任務懈怠は認められない。

- (3) もっとも、甲社は、設立時発行株式の発行により株式の時価相当額の経済的出捐をするわけではないから、現物出資による会社財産の増加があるだけで、不足額 4 億円の「損害」は生じない。

したがって、B のみならず、A も損害賠償責任を負わない。

以上



#### 第 4 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)の設立当時の株主名簿上の株主及びその保有株式数は、Aの父親であるBが10万株、Aの祖母でありBの母親でもあるCが10万株であった。

甲社では、令和3年6月開催の定時株主総会の決議を経て新たに10万株(以下「本件株式」という)が発行され、本件株式の株主名簿上の株主はAであった。なお、甲社は、株券発行会社でも種類株式発行会社でもない。

2. 本件株式が発行された経緯は、次のとおりであった。すなわち、Aは、令和3年3月頃、甲社の代表取締役であったBの要請に従い、家業である甲社を継ぐため、大学卒業後に就職した会社を辞めて実家に戻ることとした。Bは、実家に戻ったAに対し、次の株主総会でAを甲社の取締役に就任させる予定である旨を伝え、「いずれ社長になる身として、従業員や取引先の手前、多少の株を持っておく必要がある。金のことは心配しなくていい。」と述べたが、それ以上のやり取りはされなかった。そして、前記1の定時株主総会において、Aを取締役に選任するとともに、本件株式をAに発行する旨の決議がされたが、本件株式の発行に必要な事務手続は、Bの指示に基づいて、甲社の総務部が進め、株式の申込みに必要な書面等におけるAの記名押印もAが甲社に預けていた印章を用いて総務部が行った。また、払込金額である2000万円は、全てBの貯金によって賄われた。

3. 本件株式に係る剰余金配当は、B名義の株式に係る分と併せてB名義の銀行口座に振り込まれており、これらの剰余金配当についてはBの所得としてBのみが確定申告をしていた。A及びB宛ての株主総会の招集通知等は、Bの指示により、いずれも甲社の総務部に留め置かれ、本件株式に係る株主総会の議決権についても、甲社の総務部が、B名義の株式に係る議決権と併せて、会社提案に賛成するものとして事務処理がされた。

(設問)

本件株式に係る株主はAとBのいずれであるかについて論じなさい。





(解説)

## 1. 出題の概要

第4問は、株式の名簿上の引受人と実質上の引受人とが一致しない事例に関する基本的な理解を問う問題である。

## 2. 解答のポイント

BがAに対する本件株式の発行に関する手続を主導するとともに、払込金額2000万円全額を出捐し、本件株式に関する経済的利益も支配的利益も全て自分で享受していたという事実関係を前提として、実質上の株主がBであるといえるかについて検討することが求められている。

似たような事案に関する論点として、他人名義による株式の引受けがあった場合における引受人・株主は誰であるかという論点がある。これについて、最高裁判例は、他人の承諾がある場合とない場合のいずれについても、「一般私法上の法律行為の場合と同じく、真に契約の当事者として申込をした者が引受人としての権利を取得し、義務を負担するものと解すべきである」との理由から、「実質上の引受人…が…株主となると解するのを相当とする」と判示している。

本問は、「他人名義による株式の引受け」そのものではないが、「他人名義による株式の引受け」に準じる事案であるから、上記の判例理論を転用することができる。

そこで、上記の判例理論を論じた上で、問題文の事実を摘示・評価することにより、Bが「真に契約の当事者として申込をした者」として「実質上の引受人」に当たるといえるかどうかを論じることになる。

令和3年司法試験設問2 参考

基礎応用 24頁 [論点1]、論証集 13頁 [論点1]、最判 S42.11.17・百8



(参考答案)

本件株式については、名義上の引受人が A であるのに対して、実質上の引受人は B であると考えられるため、名義上の引受人と実質上の引受人とが一致しない株式に係る株主が誰であるかが問題となる。

1. 確かに、株式の名義上の引受人と実質上の引受人とが一致しない場合における株主は常に名義上の引受人であると解することが、基準として明確である。

しかし、一般私法上の法律行為においては、真に契約の当事者として申込みをした者が契約当事者として権利を取得し、義務を負担する。

そこで、真に株式引受契約の当事者として申込みをした実質上の引受人が株主であると解する。

2. B は、息子である A に対して、「いずれ社長になる身として、従業員や取引先の手前、多少の株を持っておく必要がある。金のことは心配しなくていい。」と述べ、本件株式を引き受けることを勧めた。その後、本件株式の発行に必要な事務手続は B の指示に基づいて、甲社の総務部が進め、株式の申込みに必要な書面等における A の記名押印も A が甲社に預けていた印章を用いて総務部が行った。このように、B は、本件株式の発行に至るまでの一連の流れを支配していた。

しかも、払込金額である 2000 万円は全て B の貯金によって賄われているから、払込みにおいて経済的出捐をしたのは B だけである。

さらに、本件株式に係る剰余金配当は、B 名義の株式に係る分と併せて B 名義の銀行口座に振り込まれており、これらの剰余金配当については B の所得として B のみが確定申告をしていた。このように、B は、本件株式に係る経済的利益を全面的に享受していた。

加えて、A 及び B 宛ての株主総会の招集通知等は、B の指示により、いずれも甲社の総務部に留め置かれ、本件株式に係る株主総会の議決権についても、甲社の総務部が、B 名義の株式に係る議決権と併せて、会社提案に賛成するものとして事務処理がされた。このように、B は、本件株式に係る議決権についても全面的に支配していた。

以上の事情からすると、真に株式引受契約の当事者として申込みをした実質上の引受人は B であるから、本件株主に係る株主は B である。

以上



## 第 5 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の非公開会社である。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、その代表取締役はAのみである。

甲社の発行済株式総数は1000株であり、Dが300株を、Eが300株を、Fが400株をそれぞれ保有していたが、Fが会社法上の適法な手続を経た上でその保有する株式400株を全てGに譲渡した。

2. Aは、後になって、甲社が予定している乙株式会社(以下「乙社」という)との吸収合併についてGが反対の立場であることを知り、乙社との吸収合併を実現するために、Gが乙社との吸収合併を議案とする株主総会で反対に議決権を行使することを阻止する必要があると考え、取締役会を招集し、上記の事情を説明し、B及びCを説得した。

この取締役会において、A、B及びCの3名の賛成により、乙社との吸収合併に賛成してくれるであろうAの友人HがGから1株当たり100万円、合計4億円でGが保有する甲社株式400株を全て買い取り、その買い取りに要する4億円を甲社がHに無利息かつ無担保で貸し付けることが決定された。

3. Aは、Hに対して取締役会で決定された内容を持ち掛けたところ、Hから了承を得ることができた。

その後、Hは、Aからの紹介を経てGに対して上記条件による株式の買い取りを提案し、Gとの間で、Gから合計4億円でGが保有する甲社株式400株をすべて買い取る旨の契約(以下「本件契約」という)を締結した。

これを受けて、Aは、甲社の代表取締役として、甲社の資金からHに対して無利息かつ無担保で4億円を貸し付け(以下「本件貸付け」という)、Hは、甲社から貸し付けを受けた4億円によりGに対して本件契約の代金を支払った。

(設問)

本件貸付けに関してA、B、C及びHが甲社に対して負う会社法上の責任について論じなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第5問は、利益供与に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) A、B及びCの責任

取締役については、利益供与を理由とする120条4項に基づく責任と、法令違反による任務懈怠を理由とする423条1項にも基づく損害賠償責任が問題となる。

ア. 120条4項に基づく責任

(ア) 利益供与の成否

甲社が取締役会の決定に基づいてHに対して4億円を貸し付けたことは、「株式会社」甲社が「何人に対して」行った「財産上の利益の供与」(120条1項)に当たる。問題は、株式譲渡の手段として行われた利益供与が「株主の権利の行使に関し」されたものに当たるかである。

判例は、議決権行使阻止工作としての株式譲渡の対価として利益供与がなされた事案において、①「株式の譲渡は株主たる地位の移転であり、それ自体は「株主ノ権利ノ行使」とはいえないから、会社が、株式を譲渡することの対価として何人かに利益を供与しても、当然には商法294条の2第1項が禁止する利益供与には当たらない。しかしながら、会社から見て好ましくないと判断される株主が議決権等の株主の権利を行使することを回避する目的で、当該株主から株式を譲り受けるための対価を何人かに供与する行為は、上記規定にいう「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」利益を供与する行為というべきである。」と解した上で、②「前記事実関係によれば、B社は、Aが保有していた大量のB社株を暴力団の関連会社に売却したというAの言を信じ、暴力団関係者がB社の大株主としてB社の経営等に干渉する事態となることを恐れ、これを回避する目的で、上記会社から株式の買戻しを受けるため、約300億円というおよそ正当化できない巨額の金員を、う回融資の形式を取ってAに供与したというのであるから、B社のした上記利益の供与は、商法294条の2第1項にいう「株主ノ権利ノ行使ニ関シ」されたものであるというべきである。」と判示している。

Aは、乙社との吸収合併を実現するために、甲社株式を400株保有するGが乙社との吸収合併を議案とする株主総会で反対に議決権を行使することを阻止する必要があると考え、Hに対してGから甲社株式の全部を買い取ることを持ち掛け、その買取りに要する4億円を甲社がHに無利息かつ無担保で貸し付けることを実行したのである。そうすると、(1)の貸

基礎応用 31頁 [論点3]、論  
証集 16頁 [論点3]、最判  
H18.4.10・百12

付けは、乙社との吸収合併の承認を目的とする株主総会において G が反対に議決権を行使することを回避することを目的とするものといえるから、「株主の権利の行使に関」する利益供与に当たる。

(イ) 120 条 4 項の要件

甲社を代表して上記の利益供与を行った A は、「利益の供与…に関する職務を行った取締役」（会社法施行規則 21 条 1 号）として「法務省令で定める者」（法 120 条 4 項本文）に当たるとともに、「当該利益供与をした取締役」（但書括弧書）にも当たるから、過失の有無にかかわらず、G に「供与した利益の価額に相当する額」である 4 億円を甲社に支払う義務を負う。

上記の利益供与について取締役会で賛成した B・C は、「当該取締役会の決議に賛成した取締役」（規則 21 条 2 号イ）として「法務省令で定める者」（法 120 条 4 項本文）に当たる。B・C は、A と異なり「当該利益供与をした取締役」ではないため無過失証明による免責の余地があるが、A の提案が違法な利益供与に当たることは明らかであるから、これに賛成した B・C には無過失証明による免責は認められない。したがって、B・C も甲社に 4 億円を支払う義務を負う。

イ. 任務懈怠責任（423 条 1 項）

甲社を代表して上記の利益供与を行った「取締役」A と、上記の利益供与について取締役会で賛成した「取締役」B・C は、利益供与という法令違反により善管注意義務（330 条・民法 644 条）という「任務を怠った」といえる。A らの任務懈怠「によって」、甲社には 4 億円の「損害」が発生した。

本件貸付けが違法な利益供与に当たることは A らにとって明らかであるから、A らには帰責事由（428 条 1 項参照）も認められる。

したがって、A・B・C は甲社に対して 4 億円の損害賠償責任を負う。

(2) H の責任

H は、甲社から 4 億円の貸付けを受けることで 4 億円の「利益の供与を受けた者」に当たるから、甲社に対して 4 億円の返還義務を負う（120 条 3 項）。



(参考答案)

## 第1. A、B及びCの責任

### 1. 利益供与

(1) 甲社が取締役会の決定に基づいてHに対して4億円を貸し付けたことは、「株式会社」甲社が「何人に対して」行った「財産上の利益の供与」(会社法120条1項)に当たる。

(2) 株式譲渡は株主たる地位の移転でありそれ自体は「株主の権利の行使」ではないが、株式譲渡のための利益の供与であっても、株主の権利行使を回避する目的で行われた場合には、当該株主の権利行使を止めさせるための究極的手段として行われたものであるといえるから、「株主の権利…の行使に関」する利益供与であると解する。

Aは、乙社との吸収合併を実現するために、甲社株式を400株保有するGが乙社との吸収合併を議案とする株主総会で反対に議決権を行使することを阻止する必要があると考え、Hに対してGから甲社株式の全部を買い取ることを持ち掛け、その買取りに要する4億円を甲社がHに無利息かつ無担保で貸し付けることを実行したのである。そうすると、(1)の貸付けは、乙社との吸収合併の承認を目的とする株主総会においてGが反対に議決権を行使することを回避することを目的とするものといえるから、「株主の権利の行使に関」する利益供与に当たる。

(3) 甲社を代表して上記の利益供与を行ったAは、「利益の供与…に関する職務を行った取締役」(会社法施行規則21条1号)として「法務省令で定める者」(法120条4項本文)に当たるとともに、「当該利益供与をした取締役」(但書括弧書)にも当たるから、過失の有無にかかわらず、Gに「供与した利益の価額に相当する額」である4億円を甲社に支払う義務を負う。

上記の利益供与について取締役会で賛成したB・Cは、「当該取締役会の決議に賛成した取締役」(規則21条2号イ)として「法務省令で定める者」(法120条4項本文)に当たる。B・Cは、Aと異なり「当該利益供与をした取締役」ではないため無過失証明による免責の余地があるが、Aの提案が違法な利益供与に当たることは明らかであるから、これに賛成したB・Cには無過失証明による免責は認められない。したがって、B・Cも甲社に4億円を支払う義務を負う。

### 2. 任務懈怠責任(423条1項)

(1) 甲社を代表して上記の利益供与を行った「取締役」Aと、上記の利益供与について取締役会で賛成した「取締役」B・Cは、利益供与という法令違反により善管注意義務(330条・民法644条)という「任務を怠った」といえる。Aらの任務懈怠「によって」、甲社には4億円の「損害」が発生した。

基礎応用31頁[論点3]、論  
証集16頁[論点3]

(2) 本件貸付けが違法な利益供与に当たることは A らにとって明らかであるから、A らには帰責事由 (428 条 1 項参照) も認められる。

(3) したがって、A・B・C は甲社に対して 4 億円の損害賠償責任を負う。

## 第 2. H の責任

H は、甲社から 4 億円の貸付けを受けることで 4 億円の「利益の供与を受けた者」に当たるから、甲社に対して 4 億円の返還義務を負う (120 条 3 項)。 以上

## 第 6 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の非公開会社であり、かつ、株券発行会社でない会社である。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、その代表取締役はAのみである。

甲社の発行済株式総数は1000株であり、Aが400株を、Bが300株を、Cが300株をそれぞれ保有している。

2. Bは、友人Dに対して、その保有する甲社株式300株(以下「本件株式」という)を譲渡しようと考えている。

(設問)

DがBから譲り受ける本件株式に係る株主であることを甲社に対して対抗するために会社法上必要となる手続について、説明しなさい。



(解説)

## 1. 出題の概要

第6問は、定款による譲渡制限株式の譲渡手続及び株式譲渡の対抗要件に関する基本的な理解を問う問題である。

## 2. 解答のポイント

### (1) 譲渡制限株式の譲渡手続

甲社は非公開会社であるから、本件株式は譲渡制限株式である(2条5号参照、同条17号)。

#### ア. 概要

株式会社では、定款により、株式の譲渡による取得には会社の承認を要するという形で株式の譲渡を制限することができる(107条1項1号、108条1項4号)。

定款による譲渡制限の趣旨は、専ら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、もって譲渡人以外の株主の利益を保護することにある。

#### イ. 譲渡手続

##### ① 譲渡等承認請求(136条、137条)

➡ 譲受人による請求は、原則として、譲渡人との「共同」による必要がある(137条2項)。詐称譲受人による請求を防止するためである。

もともと、例えば、株券発行会社において、譲受人が株券を提示して請求する場合には、単独での請求が可能となる(137条2項、施行規則24条4項1号)。

##### ② 会社における決定(139条)

➡ 非取締役会設置会社では株主総会で、取締役会設置会社では取締役会で、譲渡等を承認するか否かを決定する(139条1項本文)。

会社は、譲渡等を承認するか否かを決定したら、譲渡等承認請求者に対し、その決定内容を通知しなければならない(139条2項)。

※1. 譲渡等承認請求から2週間以内に上記通知がなければ、会社が譲渡等を承認したものとみなされる(145条1項1号)。

※2. 譲渡人・譲受人は、譲渡等を承認するか否かの議案について、「特別の利害関係」を有する者に当たる(831条1項3号、369条2項)。

##### ③ 会社が譲渡等を承認しなかった場合

➡ 譲渡等承認請求者が買取先指定請求(138条1号ハ、2号ハ)までしていたときは、会社は、自ら譲渡等承認請求に係る譲渡制限株式を買い取るか、又は指定買取人を指定する必要がある(140条1項、4項)。

平成23年予備試験設問1・

2参考

ウ. 本問における手続

(ア) 会社の承認を得ない譲渡制限株式の譲渡は少なくとも会社との関係では無効であると解されているから、D は、譲渡制限株式である本件株式の譲渡について甲社の承認を得る必要がある (136 条以下)。

そのために、まず初めに、「株式取得者」である D は、譲渡人である B と「共同」して、甲社に対して譲渡等承認請求をする必要がある (137 条 1 項、2 項)。なお、B が譲渡等承認請求をする場合には、D との「共同」による必要はない (136 条)。

(イ) 取締役設置会社である甲社では、定款で別段の定めがないことから、取締役会が譲渡等承認請求に対する決定を行う機関となる (139 条 1 項括弧書)。

そこで、甲社では、取締役会において、譲渡等承認請求について承認をするか否かの決定をして、その旨を請求者に通知する必要がある (139 条 1 項、2 項)。

なお、この取締役会の決議には、「特別の利害関係を有する取締役」である B は参加できない (369 条 2 項)。

(ウ) 上記 (イ) の取締役会において、BD 間における本件株式の譲渡を承認する旨の決議がなされた場合には、BD 間における本件株式の譲渡は甲社との関係でも有効となる。

なお、承認決議がない場合であっても、甲社が譲渡等承認請求の日から 2 週間以内に 139 条 2 項の通知をしなかったなどの理由からみなし承認 (145 条) が成立するときには、BD 間における本件株式の譲渡は甲社との関係でも有効となる。

(2) 対抗要件

ア. 本件株式の譲渡を甲社に対抗するためには、本件株式の株主名簿の名義を B から D に書き換える必要がある (130 条 1 項)。

イ. そのためには甲社に対する名義書換請求をする必要があるところ、甲社が株券発行会社ではないことから、「株式取得者」である D は「株主名簿に記載され…た者」である B と「共同」して名義書換請求をする必要がある (133 条 1 項、2 項)。

甲社はこの請求に応じて本件株式の株主名簿の名義を B から D に書き換えたならば、D は本件株式に係る株主であることを甲社に対抗することができる。

ウ. 甲社が正当な理由なく名義書換えに応じなかった場合には、不当拒絶の効果として、D は、名義書換えを経ることなく、本件株式に係る株主であることを甲社に対抗することができる。

基礎応用 33 頁 [論点 1]、論証集 19 頁 [論点 1]、最判 S63.3.15

基礎応用 44 頁 [論点 4]、論証集 25 頁 [論点 4]、最判 S41.7.28・百 13

(参考答案)

## 1. 譲渡制限株式の譲渡の手続

(1) 甲社は非公開会社であるから、本件株式は譲渡制限株式である(会社法2条5号参照、同条17号)。

(2) 会社の承認を得ない譲渡制限株式の譲渡は少なくとも会社との関係では無効であると解されているから、Dは、譲渡制限株式である本件株式の譲渡について甲社の承認を得る必要がある(136条以下)。

そのために、まず初めに、「株式取得者」であるDは、譲渡人であるBと「共同」して、甲社に対して譲渡等承認請求をする必要がある(137条1項、2項)。なお、Bが譲渡等承認請求をする場合には、Dとの「共同」による必要はない(136条)。

(3) 取締役設置会社である甲社では、定款で別段の定めがないことから、取締役会が譲渡等承認請求に対する決定を行う機関となる(139条1項括弧書)。

そこで、甲社では、取締役会において、譲渡等承認請求について承認をするか否かの決定をして、その旨を請求者に通知する必要がある(139条1項、2項)。

なお、この取締役会の決議には、「特別の利害関係を有する取締役」であるBは参加できない(369条2項)。

(4) 上記(3)の取締役会において、BD間における本件株式の譲渡を承認する旨の決議がなされた場合には、BD間における本件株式の譲渡は甲社との関係でも有効となる。

なお、承認決議がない場合であっても、甲社が譲渡等承認請求の日から2週間以内に139条2項の通知をしなかったなどの理由からみなし承認(145条)が成立するときには、BD間における本件株式の譲渡は甲社との関係でも有効となる。

## 2. 対抗要件

(1) 本件株式の譲渡を甲社に対抗するためには、本件株式の株主名簿の名義をBからDに書き換える必要がある(130条1項)。

(2) そのためには甲社に対する名義書換請求をする必要があるところ、甲社が株券発行会社ではないことから、「株式取得者」であるDは「株主名簿に記載され…た者」であるBと「共同」して名義書換請求をする必要がある(133条1項、2項)。

甲社はこの請求に応じて本件株式の株主名簿の名義をBからDに書き換えたならば、Dは本件株式に係る株主であることを甲社に対抗することができる。

(3) 甲社が正当な理由なく名義書換えに応じなかった場合には、不当拒絶の効果として、Dは、名義書換えを経ることなく、本件株式に係る株主であることを甲社に対抗することができる。 以上





## 第7問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の非公開会社であり、かつ、株券発行会社でない会社である。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、その代表取締役はAのみである。

甲社の発行済株式の総数は1000株であり、Dが1000株全てを保有している。

2. Dは、友人Eとの間で、その保有する甲社株式100株(以下「本件株式」という)を譲渡する旨の契約(以下「本件株式譲渡」という)を締結した上で、令和4年5月1日、甲社に対して、Eが本件株式を取得することについて承認をするか否かの決定をすることを請求した。

Aら取締役は、取締役会を開催した上で、Eが本件株式を取得することについて承認をしない旨の決定をし、同年5月10日、その旨をDに通知した。

(設問)

本件株式譲渡の効力について、説明しなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第7問は、会社の承認を経ない譲渡制限株式の譲渡の効力に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

非公開会社である甲社の本件株式は譲渡制限株式である（会社法2条5号参照、同条17号）から、本件株式の譲渡には甲社の承認を要するのが原則である。もっとも、本件株式の譲渡については甲社の承認がないため、その効力が問題となる。

(1) 株式譲渡の効力

判例は、「商法204条1項但書は、株式の譲渡につき、定款をもつて取締役会の承認を要する旨定めることを妨げないと規定し、株式の譲渡性の制限を許しているが、その立法趣旨は、もっぱら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止することにあると解される。そして、右のような譲渡制限の趣旨と、一方株式の譲渡が本来自由であるべきこととに鑑みると、定款に前述のような定めがある場合に取締役会の承認をえずになされた株式の譲渡は、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間においては有効であると解するのが相当である。」として、会社に対する関係では効力を生じないが、譲渡当事者間では有効であると解している。

基礎応用 33 頁 [論点 1]、論  
証集 19 頁 [論点 1]、最判  
S48.6.15・百 16

したがって、本件株式の譲渡は、譲渡当事者である D・E 間では有効であるが、甲社に対する関係では効力を生じないのが原則である。

(2) 譲渡人と譲受人のどちらを株主として扱うべきか

判例は、「商法204条1項但し書に基づき定款に株式の譲渡につき取締役会の承認を要する旨の譲渡制限の定めがおかれている場合に、取締役会の承認をえないでされた株式の譲渡は、譲渡の当事者間においては有効であるが、会社に対する関係では効力を生じないと解すべきであるから（最高裁昭和47年(オ)第91号・同48年6月15日第二小法廷判決・民集27巻6号700頁）、会社は、右譲渡人を株主として取り扱う義務があるものというべきであり、その反面として、譲渡人は、会社に対してはなお株主の地位を有するものというべきである。」と解している。

基礎応用 33 頁 [論点 1]、論  
証集 19 頁 [論点 1]、最判  
S63.3.15

したがって、甲社は本件株式について D を株主として扱う義務があるという結論になるはずである。

(3) 一人会社における会社の証人の要否

D は甲社の発行済株式 1000 株の全てを保有しているから、D・E 間における本件株式の譲渡についての会社の承認の要否が問題となる。

判例は、「商法204条1項ただし書が、株式の譲渡につき定款

基礎応用 33 頁 [論点 1]、論

をもって取締役会の承認を要する旨を定めることを妨げないと規定している趣旨は、専ら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、もって譲渡人以外の株主の利益を保護することにあると解される（最高裁昭和47年（オ）第91号・同48年6月15日第二小法廷判決・民集27巻6号700頁）から、本件のようないわゆる一人会社の株主がその保有する株式を他に譲渡した場合には、定款所定の取締役会の承認がなくとも、その譲渡は、会社に対する関係においても有効と解するのが相当である。」として、取締役会の承認を不要と解している。

したがって、D・E間における本件株式の譲渡には取締役会の承認を要しない。

よって、上記の譲渡は甲社に対する関係でも有効であり、甲社は本件株式についてEを株主として扱う義務を負う。

証集 19 頁 [論点 1]、最判

H5.3.30

(参考答案)

1. 非公開会社である甲社の本件株式は譲渡制限株式会社である（会社法2条5号参照、同条17号）から、本件株式の譲渡には甲社の承認を要するのが原則である。
2. 本件株式の譲渡人であるDは、令和4年5月1日、甲社の承認を得るために甲社に対して譲渡承認請求をした（136条）ものの、甲社の取締役会は、Eが本件株式を取得することについて承認をしない旨を決定し、同年5月10日その旨をDに通知している。そのため、取締役会における承認（139条1項括弧書）はなく、かつ、みなし承認（145条1号）の成立もない。そこで、会社の承認を経ない譲渡制限株式の譲渡の効力が問題となる。
  - (1) 会社にとって好ましくない者を株主から排除するという定款による譲渡制限の趣旨と、「株式取得者」（137条、138条1項）という文言に鑑み、会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡は、会社に対する関係では効力は生じないが、譲渡当事者間では有効であると解する。
  - (2) そうすると、本件株式の譲渡は、譲渡当事者であるD・E間では有効であるが、甲社に対する関係では効力を生じないのが原則である。
3. では、甲社は本件株式について、DとEのどちらを株主として扱うべきか。
  - (1) 前述した会社の承認のない譲渡制限株式の譲渡の効力からすれば、理論的には会社は譲渡人を株主として扱うべきである。また、会社が裁量により譲受人を株主として扱うことを許容すると、それが濫用される危険がある。そこで、会社は譲渡人を株主として扱う義務があると解する。
  - (2) そうすると、甲社は本件株式についてDを株主として扱う義務があるという結論になりそうである。
4. もっとも、Dは甲社の発行済株式1000株の全てを保有しているから、D・E間における本件株式の譲渡については会社の承認は不要なのではないか。
  - (1) 定款による譲渡制限の趣旨は、専ら会社にとって好ましくない者が株主となることを防止し、もって譲渡人以外の株主の利益を保護することにある。一人会社では、譲渡人以外の株主の利益保護は問題とならないから、譲渡制限株式の譲渡について取締役会の承認は不要であると解する。
  - (2) したがって、D・E間における本件株式の譲渡には取締役会の承認を要しない。

よって、上記の譲渡は甲社に対する関係でも有効であり、甲社は本件株式についてEを株主として扱う義務を負う。 以上



## 第 8 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の非公開会社である。

甲社の発行済株式総数は1000株であり、Aが600株(以下「本件株式」という)を、Bが400株をそれぞれ保有していた。

2. Aには前妻との間に生まれたC、D及びEの3人の子がおり、Aの法定相続人はC、D及びEの3人である。

Aは、遺言をせずに急死した。

3. C及びDは、Aが死亡する前における株主総会決議(以下「本件決議」という)に取消事由があることに気が付き、C及びDの2名だけでCを本件株式について権利を行使する者として定め、その旨を甲社に通知した。

その後、Cは、本件決議について、株主総会の決議の取消しの訴え(以下「本件訴え」という)を提起した。

(設問)

Cが本件訴えを適法に提起することができるかについて、説明しなさい。

なお、C、D及びEとの間で遺産分割協議は成立していないものとする。





(解説)

1. 出題の概要

第8問は、準共有株式の権利行使に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

Cは、甲社の「株主」として本件訴え(831条1項)を提起しているところ、「株主」としての原告適格の有無が問題となる。

(1) 原告適格

Cは株主であったAの共同相続人であり、遺産分割が未了のまままで本件訴えを提起しているため、本件訴えにおける「株主」としての原告適格の有無が問題となる。

ア. 株式の共同相続による承継態様

株式について共同相続が生じた場合、株式は金銭債権のように当然に分割承継されるのか、それとも共同相続人の準共有(898条)に属することになるのか。仮に分割承継されているのであれば、CがAが保有していた本件株式600株のうち200株を分割承継することになるから、Cによる本件株式の権利行使には準共有株式の権利行使に関する106条は適用されないこととなる。

株式は、議決権などの会社経営に関する権利も含んだ会社に対する地位を表章するものであり、金銭債権等の可分債権(民法427条)とは異なる。また、仮に株式を可分債権と同様に考えたとしても、株式はその性質上端数が生じ得るものだから、その場合には準共有関係を認めざるを得ない。そこで、株式について共同相続が生じた場合、株式は当然に分割承継されるのではなく、共同相続人の準共有に属することになると解する(判例)。

Cは、Aの子として(民法887条1項)、同じくAの子であるD・Eと共にAを共同相続(896条本文、898条)することで、Aの本件株式を3分の1ずつの割合(900条1号)で承継している。CDE間では遺産分割協議(906条以下)が成立していないから、本件株式は3分の1ずつの割合でCDE3名の準共有(898条、264条)に属するままである。

イ. 準共有株式の権利行使

(ア) 株主総会の決議の取消しの訴え

判例は、「株式を相続により準共有するに至った共同相続人は、商法203条2項の定めるところに従い、右株式につき「株主ノ権利ヲ行使スベキ者一人」(以下「権利行使者」という。)を定めて会社に通知し、この権利行使者において株主権を行使することを要するところ(最高裁昭和42年(オ)第867号同45年1月22日第一小法廷判決・民集24巻1号1

基礎応用 37頁[論点1]、論証集 22頁[論点1]、最判 S45.1.22

基礎応用 38頁[論点4]、論証集 23頁[論点4]、最判 H2.12.4・百9

頁参照)、右共同相続人が準共有株主としての地位に基づいて株主総会の決議不存在確認の訴えを提起する場合も、右と理を異にするものではないから、権利行使者としての指定を受けてその旨を会社に通知していないときは、特段の事情がない限り、原告適格を有しないものと解するのが相当である。」として、準共有株主が株主総会の決議不存在確認の訴えを提起する場合にも106条が適用されると解している。この判例の射程は、会社の組織に関する訴え(828条以下)全般に及ぶと解されている。

(イ) 準共有株式の権利行使者の指定の方法

準共有株式の権利行使者の指定の方法については、準共有者全員の一致が必要であるとする見解と持分価格の過半数の決定で足りるとする見解があるところ、判例は、「有限会社の持分を相続により準共有するに至った共同相続人が、準共有社員としての地位に基づいて社員総会の決議不存在確認の訴えを提起するには、有限会社法22条、商法203条2項により、社員の権利を行使すべき者(以下「権利行使者」という)としての指定を受け、その旨を会社に通知することを要するのであり、この権利行使者の指定及び通知を欠くときは、特段の事情がない限り、右の訴えについて原告適格を有しないものというべきである(最高裁平成元年(オ)第573号同2年12月4日第三小法廷判決・民集44巻9号1165頁参照)。そして、この場合に、持分の準共有者間において権利行使者を定めるに当たっては、持分の価格に従いその過半数をもってこれを決することができるものと解するのが相当である。けだし、準共有者の全員が一致しなければ権利行使者を指定することができないとすると、準共有者のうちの一人でも反対すれば全員の社員権の行使が不可能となるのみならず、会社の運営にも支障を来すおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮して設けられた右規定の趣旨にも反する結果となるからである。」として、持分価格の過半数の決定で足りるとする見解を採用している。

CとDは本件株式の3分の2の持分によりCを本件株式の権利行使者として指定したのだから、本件株式に係る権利行使者の「指定」・「通知」は有効である。

したがって、Cは甲社の「株主」に当たる。

(2) 原告適格の承継

株式は、株主が株式会社から経済的利益を受ける自益権と、株主が会社経営に対して参与・監督・是正する共益権からなる。この共益権には、会社の組織に関する訴え(828条以下)を提起する権限も含まれる。

基礎応用 38 頁 [論点 3]、論  
証集 22 頁 [論点 3]、最判  
H9.1.28・百 10

本件決議は C が共同相続により本件決議に係る株主たる地位を取得する前に成立したものであるから、C が本件株式の相続により A が生前有していた本件決議の取消しの訴えを提起する権限まで承継していなければ、C には本件決議の取消しの訴えを提起する権限は認められない。

株式における共益権は、自益権と密接不可分の関係にあり株式に包含されるものであるから、自益権とともに相続の対象になると解する。そこで、共益権の一環として、会社の組織に関する訴えを提起する権限も相続により承継されると解する（判例）。

したがって、C は、A が生前有していた本件決議の取消しの訴えを提起する権限も承継するから、本件訴えを適法に提起することができる。

なお、A が生前において本件決議の取消しの訴えを提起しており、その係属中に A が死亡し、相続開始時には出訴期間が経過していたという事案では、「相続による原告適格の承継の可否」が問題となるが、本問では、出訴期間中が C が自ら本件決議の取消しの訴えを提起しているため、「相続による原告適格の承継の可否」は問題とならない。

基礎応用 37 頁 [論点 2]、論  
証集 22 頁 [論点 2]、最判  
S45.1.22



(参考答案)

1. Cは、甲社の「株主」として、本件決議から「3箇月以内」に本件決議の取消しを求める本件訴え（会社法 831 条 1 項）を提起している。
2. Cは甲社の「株主」に当たるか。
  - (1) Cは、Aの子として（民法 887 条 1 項）、同じくAの子であるD・Eと共にAを共同相続（896 条本文、898 条）することで、Aの本件株式を3分の1ずつの割合（900 条 1 号）で承継している。問題は、その承継の態様である。
    - ア. 株式は、議決権などの会社経営に関する権利も含んだ会社に対する地位を表章するものであり、金銭債権等の可分債権（427 条）とは異なる。そこで、株式は、共同相続により当然に分割承継されるのではなく、共同相続人の準共有に属することになると解する。
    - イ. CDE間では遺産分割協議（906 条以下）が成立していないから、本件株式は3分の1ずつの割合でCDE3名の準共有（898 条、264 条）に属するままである。
  - (2) 準共有株主が株主として会社の組織に関する訴え（828 条以下）を提起する場合にも106 条が適用されるから、権利行使者の指定・通知（同条本文）も会社の同意（同条但書）もない場合には、特段の事情がない限り原告適格が認められないと解されている。
  - (3) CとDの2名だけでCを本件株式について権利を行使する者として定め、その旨を甲社に通知しており、準共有者全員で権利行使者の指定をしているわけではない。そこで、準共有株式の権利行使者の指定の方法が問題となる。
    - ア. 準共有株式の権利行使者の指定は、共有物の管理行為（民法 252 条本文）として、持分価格の過半数の決定でなされることで足りると解する。全員一致の要求は、会社の運営にも支障を来たすおそれがあり、会社の事務処理の便宜を考慮した106 条本文の趣旨に反するからである。
    - イ. CとDは本件株式の3分の2の持分によりCを本件株式の権利行使者として指定したのだから、前記(3)の権利行使者の「指定」・「通知」は有効である。
  - (4) したがって、Cは甲社の「株主」に当たる。
3. では、Cは、相続前に成立した本件決議の取消しを求めて訴えを提起することができるか。
  - (1) 株式における共益権は、自益権と密接不可分の関係にあり株式に包含されるものであるから、自益権とともに相続の対象になると解する。そこで、共益権の一環として、会社の組織に関する訴え（828 条以下）を提起する権限も相続により承継されると解する。

(2) C は、A が生前有していた本件決議の取消しの訴えを提起する  
権限も承継するから、本件訴えを適法に提起することができる。  
以上

## 第9問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の非公開会社である。

甲社の発行済株式総数は1000株であり、Aが800株(以下「本件株式」という)を、Bが200株をそれぞれ保有していた。

2. Aには前妻との間に生まれたC、D及の2人の子がおり、Aの法定相続人はC及びDの2人だけである。

Aが遺言をせず急死したため、Aの遺産分割協議は紛糾し、未だに遺産分割協議は成立していない。

3. 甲社は、乙社との吸収合併(以下「本件吸収合併」という)に係る契約の承認を議案とする株主総会(以下「本件株主総会」)を開催し、その際、本件株主総会の招集通知をBとCのみに送付し、本件株主総会には、これを受領したBとCのみが出席した。

本件株式について権利行使者の指定及び通知はされていなかったが、Cは、議決権行使に関する甲社の同意を得て、本件株式の全部につき賛成する旨の議決権行使をした。

その結果、本件株主総会において、本件吸収合併を承認する旨の決議(以下「本件決議」という)が成立した。

(設問)

本件決議の適法性について論じなさい。





(解説)

## 1. 出題の概要

第9問は、準共有株式の権利行使についての106条但書の「同意」の効果に関する基本的な理解を問う問題である。

平成28年予備試験設問2参考

## 2. 解答のポイント

Cは株主であったAの共同相続人であり、遺産分割が未了のまま本件株式の全部につき議決権を行使しているところ、権利行使者の指定・通知(106条本文)も他の共同相続人であるDの同意を得ていないため、本件決議にはCによる議決権行使を認めた点において法令違反の取消事由(831条1項1号)があるかが問題となる。

### (1) 相続による株式の共同相続の態様

判例は、株式は当然に分割承継されるのではなく、共同相続人の準共有に属することになると解している。

基礎応用 37頁 [論点1]、論証集 22頁 [論点1]、最判 S45.1.22

したがって、本件株式の権利行使には106条が適用される。

### (2) 準共有株式の権利行使者の指定の方法

準共有株式について適法に権利行使をするためには、会社の「同意」がない限り権利行使者の指定・通知を要する(106条本文)ところ、「権利行使者の指定の方法」としては、少なくとも持分価格の過半数の決定が必要である点において争いはない。

基礎応用 38頁 [論点3]、論証集 22頁 [論点3]、最判 S45.1.22

本件株式について2分の1の持分しか有していないCだけでは本件株式に係る権利行使者の指定をすることができない。そうすると、Dの同意がない本問では、本件株式について権利行使者の「指定」と、それを前提とした「通知」があったとはいえない。

### (3) 106条但書の「同意」の効果

最後に、Cの議決権行使について甲社の「同意」(106条但書)があるため、かかる「同意」の効果が問題となる。

判例は、「会社法106条本文は、「株式が二以上の者の共有に属するときは、共有者は、当該株式についての権利を行使する者一人を定め、株式会社に対し、その者の氏名又は名称を通知しなければ、当該株式についての権利を行使することができない。」と規定しているところ、これは、共有に属する株式の権利の行使の方法について、民法の共有に関する規定に対する「特別の定め」(同法264条ただし書)を設けたものと解される。その上で、会社法106条ただし書は、「ただし、株式会社が当該権利を行使することに同意した場合は、この限りでない。」と規定しているのであって、これは、その文言に照らすと、株式会社が当該同意をした場合には、共有に属する株式についての権利の行使の方法に関する特別の定めである同条本文の規定の適用が排除されることを定めたものと解される。そうすると、共有に属する株式について会社法106条本文の規定に基づく指定及び通知を欠いたまま当該株式についての権利が行使された場合において、当該権利の行

基礎応用 38頁 [論点5]、論証集 23頁 [論点5]、最判 H27.2.19・百11

使が民法の共有に関する規定に従ったものでないときは、株式会社と同条ただし書の同意をしても、当該権利の行使は、適法となるものではないと解するのが相当である。そして、共有に属する株式についての議決権の行使は、当該議決権の行使をもって直ちに株式を処分し、又は株式の内容を変更することになるなど特段の事情のない限り、株式の管理に関する行為として、民法 252 条本文により、各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決せられるものと解するのが相当である。」として、準共有株式の権利行使について会社の同意がある場合であっても、民法の共有規定が適用されると解している。

組織再編に属する本件吸収合併は甲社の株主に重大な影響を及ぼし得るものだから、その承認議案に関する議決権行使については、準共有株式の「変更」行為として、CD 全員の同意が必要である（民法 251 条）。そうすると、CD 全員の同意がないことから、上記 1 の点は「決議の方法」の「法令…違反」として決議取消事由に当たる（831 条 1 項 1 号）。

したがって、本件決議は違法である。

#### (4) C に対してのみ招集通知を發した点

なお、C 及び D は 126 条 3 項の指定・通知をしていないから、「そのうちの一人」である A 名義「株式の共有者」C に対してのみ本件株主総会の招集通知（299 条 1 項）を發したこと（126 条 4 項）は「招集の手続…の…法令…違反」（831 条 1 項 1 号）に当たらない。

(参考答案)

1. 本件決議には、CがAから相続した本件株式の全部につき議決権を行使したことを理由とする取消事由（会社法831条1項1号）があるかが問題となる。
2. Cは、Aの子として（民法887条1項）、同じくAの子であるDと共にAを共同相続（896条本文、898条）することで、Aの本件株式を2分の1ずつの割合（900条1号）で承継している。  
株式は、共同相続により当然に分割承継されるのではなく、共同相続人の準共有に属することになると解される。  
CD間では遺産分割協議（906条以下）が成立していないから、本件株式は2分の1ずつの割合でCDの準共有（898条、264条）に属するままである。
3. 準共有株式について適法に権利行使をするためには、権利行使者の指定・通知を要する（106条本文）。  
そして、権利行使者の指定については少なくとも持分価格の過半数の決定が必要であるから、本件株式について2分の1の持分しか有していないCだけでは本件株式に係る権利行使者の指定をすることができない。そうすると、Dの同意がない本問では、本件株式について権利行使者の「指定」と、それを前提とした「通知」があったとはいえない。
4. もっとも、Cの議決権行使は、甲社の同意によって適法とならないか。
  - (1) 106条本文は、会社の事務処理の便宜を図る観点から民法の共有規定に対する「特別の定め」（民法264条但書）を設けたものであり、106条但書は、会社の同意がある場合には「特別の定め」である106条本文の適用が排除されることを定めたものである。そこで、106条但書の同意がある場合には、106条本文の適用が排除されるだけであるから、準共有株式の権利行使については民法251条又は252条が適用されると解する。
  - (2) 組織再編に属する本件吸収合併は甲社の株主に重大な影響を及ぼし得るものだから、その承認議案に関する議決権行使については、準共有株式の「変更」行為として、CD全員の同意が必要である（民法251条）。そうすると、CD全員の同意がないことから、上記1の点は「決議の方法」の「法令…違反」として決議取消事由に当たる（831条1項1号）。
5. したがって、本件決議は違法である。  
なお、C及びDは126条3項の指定・通知をしていないから、「そのうちの一人」であるA名義「株式の共有者」Cに対してのみ本件株主総会の招集通知（299条1項）を発したこと（126条4項）は「招集の手続…の…法令…違反」（831条1項1号）ではない。以上



## 第 10 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の非公開会社である。

甲社の発行済株式総数は1000株であり、Aが600株を、Bが200株を、Cが200株を、それぞれ保有している。

2. 甲社は、Cとの間で、Cが保有する甲社株式200株を甲社に譲渡するのと引き換えに、甲社がCに1株当たり10万円、合計2000万円の代金を支払う旨の合意(以下「本件合意」という)をした。

(設問)

本件合意の内容を実現させるために甲社において会社法上必要となる手続について、説明しなさい。



(解説)

1. 出題の概要

第10問は、自己株式の取得手続に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

甲社における会社法上の手続としては、①自己株式を「特定の株主」との「合意により…有償で取得する」場合(155条3号、156条1項、160条1項)における株主総会特別決議(309条2項2号)及び売主追加請求通知(160条2項)が最も重要である。

また、②財源規制(461条1項3号)に服することと、③「重要な財産の…譲り受け」(362条4項1号後段)に当たる場合には取締役会の承認を要することにも、簡潔に言及すべきである。

なお、④甲社は非公開会社であるから、本件株式は譲渡制限株式会社である(会社法2条5号参照、同条17号)が、本件合意に係る譲渡制限株式の譲渡は「当該譲渡制限株式を発行した株式会社」を譲受人とするものだから、譲渡制限株式の取得手続は不要である(136条括弧書)。

令和2年予備試験設問2参考





(参考答案)

#### 1. 自己株式取得の手續規制

(1) 本件合意は、株式会社による自己株式取得のうち、甲社が「特定の株主」Cとの「合意により…有償で取得する」(会社法155条3号、156条1項、160条1項)ものである。

したがって、株主総会の特別決議(156条1項、160条1項、309条2項2号)により157条1項各号所定の事項を決定する必要がある。その際、「特定の株主」Cは議決権を行使することができない(160条4項)。

(2) 次に、上記(1)の株主総会決議に先立ち、他の株主に対する売主追加請求の通知をする必要がある(160条2項)。上場していない甲社の株式には市場価格がないため161条の特則の適用はなく、相続人等や子会社からの取得でもないため162条や163条の特則の適用もなく、上記通知の排除を内容とする定款の定めもないから164条の特則の適用もない。したがって、原則通り、上記通知が必要である。

#### 2. 財源規制

本問の自己株式取得には財源規制が適用される(461条1項3号)から、取得の対価としてCに支払う金額が「分配可能額」(461条2項、446条、会社計算規則149・150条)を超えてはならない。

#### 3. 重要な財産の譲り受け

甲社の総資産が明らかではないが、甲社の総資産などを踏まえて2000万円でCから甲社株式を取得することが「重要な財産の…譲り受け」(362条4項1号後段)に当たるならば、この点について取締役会の承認を得ることを要する。

#### 4. 譲渡制限株式の取得手續

甲社は非公開会社であるから、本件株式は譲渡制限株式である(会社法2条5号参照、同条17号)。

もともと、本件合意に係る譲渡制限株式の譲渡は「当該譲渡制限株式を発行した株式会社」を譲受人とするものだから、譲渡制限株式の取得手續は不要である(136条括弧書)。 以上



## 第 11 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、会社法上の公開会社であり、P証券取引所の市場に上場している。なお、甲社の事業年度の末日は3月31日である。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、その代表取締役はAのみである。

甲社の発行済株式総数は1000万株であり、そのうち100万株をDが保有している。

2. Aは、Dに対して、市場価格を20%上回る価格でDが保有する甲社株式100万株を全て買い取らせてほしいと提案し、Dはこれを了承した。

令和4年5月1日、半年以内に甲社がDからDの有する甲社株式100万株を市場価格を20%上回る1株当たり1200円で取得することを議案(以下「本件議案」という)とする株主総会(以下「本件株主総会」という)を開催し、本件株主総会において、Dと他の株主の一部が賛成に議決権行使をしたことにより、本件議案を可決する旨の決議(以下「本件決議」という)が成立した。

甲社は、本件株主総会の終了に引き続き、同日、取締役会を開催し、Dの有する甲社株式100万株の全てを同月30日に取得すること、1株当たり1200円を取得価格とすることなどを決定し、これに基づき、Dから、同月30日、甲社株式100万株を総額12億円で取得した(以下「本件自己株式取得」という)。

(設問)

本件自己株式取得の効力及び本件自己株式取得に関する甲社とDとの間の法律関係について、それぞれ説明しなさい。

なお、財源規制違反はないものとする。



(解説)

## 1. 出題の概要

第11問は、自己株式の取得手続、手続規制違反のある自己株式の効力に関する基本的な理解を問う問題である。

## 2. 解答のポイント

### (1) 取得手続

自己株式の取得には、①全ての株主に申込機会を与える取得、②特定の株主からの取得、③子会社からの取得、④市場取引等による取得があり、取得方法ごとに弊害が異なることに伴い手続規制の厳格さも異なる。

本件自己株式取得は、甲社が「特定の株主」Dとの「合意により…有償で取得する」(155条3号、156条1項、160条1項)ものであり、②に当たる。②会社と特定の株主との合意による自己株式の有償取得については、株主相互間の公平、会社支配の公正、資本の維持及び証券市場の公正を害するおそれがあるため、厳格な手続規制が設けられている。

具体的には、原則として、㉞株主総会の特別決議により156条1項1号～3号の事項を定めなければならない(156条1項・160条1項、309条2項2号)、かつ、㉟他の株主に対し、株主総会の5日前(定款で短縮可)までに、自己株式の取得議案に自分も売主として加えるように請求することができる旨を通知しなければならない(160条2項・3項、施行規則29条本文)。

本件自己株式取得には、㉠売主追加請求通知を欠いたことによる160条2項違反と、㉢「特定の株主」Dが株主総会で議決権を行使したことによる160条4項違反の瑕疵がある。

㉢の瑕疵については、㉠と同様に手続規制違反と捉える見解と、株主総会の決議方法の法令違反と捉える見解とがあるところ、後者の見解からは、決議取消判決が確定するまでは株主総会決議が有効であり、決議取消の訴えの出訴期間が経過して決議の有効性が確定された場合には、㉢の瑕疵を理由として自己株式取得を無効とすることはできなくなる。

### (2) 手続規制違反の自己株式取得の効力

手続規制違反の自己株式取得は手続規制の趣旨を確保するため無効であるが、手続規制違反について相手方が善意・無重過失である場合には、取引安全を優先して、会社は無効主張できないと解する。

### (3) 甲社・D間の法律関係

本件自己株式取得が無効である場合、以下の法律関係となる。

#### ア. 甲社・Aの返還義務

本件自己株式取得は無効であるから、Dは、本件自己株式取得の対価として甲社から受け取った12億円を甲社に返還する

平成23年司法試験参考

基礎応用 50頁 [論点1]、論  
証集 28頁 [論点1]

義務を負う（民法 121 条の 2 第 1 項）。

甲社は、D から取得した甲社株式 100 万株を D に返還する義務を負う（民法 121 条の 2 第 1 項）。

両者の返還義務は同時履行の関係に立つ（民法 555 条類推）。

イ．無効主張権者

手続規制違反の自己株式取得の相手方も、自己株式取得の無効を主張できると解する。相手方による無効主張は投機のために無効主張が悪用される危険があるものの、相手方の無効主張の制限により確保される会社の利益は違法な自己株式取得により得られたものであるから法的保護に値しないし、自己株式取得の手続規制の目的を達するためにも相手方による無効主張も認めるべきである。

したがって、D も本件自己株式取得の無効を主張できる。

基礎応用 50 頁 [論点 2]、論  
証集 28 頁 [論点 2]

(参考答案)

1. 本件自己株式取得の効力

本件自己株式取得は、甲社が「特定の株主」Dとの「合意により…有償で取得する」(155条3号、156条1項、160条1項)ものであるから、厳重な手続規制に服する。

(1) 甲社は、本件自己株式取得に必要とされる株主総会の特別決議(156条1項、160条1項、309条2項2号)を経ている。もっとも、本件自己株式取得には以下の(2)及び(3)の手続規制違反がある。

(2) 上記(1)の株主総会決議に先立ち、他の株主に対する売主追加請求の通知をする必要がある(160条2項)。

上場している甲社株式には「市場価格」があるが、市場価格を20%上回る価格での本件自己株式取得には161条の特則は適用されない。また、相続人等や子会社からの取得でもないため162条や163条の特則の適用もない。さらに、上記通知の排除を内容とする定款の定めもないから164条の特則の適用もない。したがって、原則通り、上記通知が必要である。

にもかかわらず、甲社では売主追加請求の通知を怠っているから、本件自己株式取得にはこれを怠った瑕疵がある。

(3) 本件自己株式取得には、「特定の株主」Dが株主総会で議決権を行使している点で、160条4項に違反する。

(4) 上記(2)(3)の瑕疵はいずれも手続規制違反に属する。

ア. 手続規制違反の自己株式取得は手続規制の趣旨を確保するため無効であるが、手続規制違反について相手方が善意・無重過失である場合には、取引安全を優先して、会社は無効主張できないと解する。

イ. 確かに、Dが他の株主に対する売主追加請求通知がないことについて悪意であったり、知らなかったことに重過失があるのかは定かではない。しかし、Dは、本件議案について議決権を行使しているのだから、少なくとも(3)については悪意である。したがって、甲社は、手続規制違反を理由として本件自己株式取得の無効を主張できる。

2. 甲社・D間の法律関係

(1) 甲社・Aの返還義務

本件自己株式取得は無効であるから、Dは、本件自己株式取得の対価として甲社から受け取った12億円を甲社に返還する義務を負う(民法121条の2第1項)。

甲社は、Dから取得した甲社株式100万株をDに返還する義務を負う(民法121条の2第1項)。

両者の返還義務は同時履行の関係に立つ(民法555条類推)。

(2) 無効主張権者

手続規制違反の自己株式取得の相手方も、自己株式取得の無効を主張できると解する。相手方による無効主張は投機のために無効主張が悪用される危険があるものの、相手方の無効主張の制限により確保される会社の利益は違法な自己株式取得により得られたものであるから法的保護に値しないし、自己株式取得の手続規制の目的を達するためにも相手方による無効主張も認めるべきである。

したがって、Dも本件自己株式取得の無効を主張できる。以上



## 第 12 問

### (事案)

1. 甲株式会社（以下「甲社」という）は、会社法上の公開会社であり、P証券取引所の市場に上場している。なお、甲社の事業年度の末日は3月31日である。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、その代表取締役はAのみである。

甲社の発行済株式総数は1000万株であり、そのうち200万株をDが保有している。

2. 甲社は、売主追加請求通知をはじめとする適法な手続を経た上で、令和4年5月1日、半年以内に甲社がDからDの有する甲社株式200万株を市場価格である1株当たり1000円で取得することを議案（以下「本件議案」という）とする株主総会（以下「本件株主総会」という）を開催し、本件株主総会において、本件議案を可決する旨の決議が成立した。なお、本件株主総会において、Dは議決権を行使していない。

甲社は、本件株主総会の終了に引き続き、同日、取締役会を開催し、Dの有する甲社株式200万株の全てを同月30日に取得すること、1株当たり1000円を取得価格とすることなどを決定し、これに基づき、Dから、同月30日、甲社株式200万株を総額20億円で取得した（以下「本件自己株式取得」という）。

3. 同年6月1日、甲社は、甲社株式の市場価格が1株1000円前後であったことから、適法な手続を経た上で、Eに対して、Dから取得した甲社株式200万株を1株当たり1000円、合計20億円で処分した。

その後、甲社株式の市場価格は1株1500円まで上昇している。

### (設問)

本件自己株式取得の効力及び本件自己株式取得に関する甲社とDとの間の法律関係について、それぞれ説明しなさい。

【資料】貸借対照表（令和4年3月31日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	6、000	（略）	
（略）		負債合計	3、000
固定資産	1、000	（純資産の部）	
（略）		株主資本	4、000
		資本金	1、500
		資本剰余金	1、500
		資本準備金	1、500
		その他資本剰余金	—
		利益剰余金	1000
		利益準備金	500
	その他利益剰余金	500	
		純資産合計額	4、000
資産合計	7、000	負債・純資産合計	7、000

（注）「—」は金額が0であることを示す。

(解説)

1. 出題の概要

第12問は、財源規制に違反する自己株式取得の効力に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

本件自己株式取得は甲社が「特定の株主」Dとの「合意により…有償で取得する」(155条3号、156条1項、160条1項)ものであるから、厳重な手続規制に服するところ、手続規制違反はない。問題は、財源規制違反の有無とその場合における自己株式取得の効力である。

(1) 財源規制

本件自己株式取得には財源規制が適用される(461条1項3号)。

「分配可能額」(461条1項柱書)は、「剰余金の額」(446条)を基礎として様々な金額を加減して計算される(461条2項、計算規則156～158条)。

「剰余金の額」は、最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」「その他利益剰余金」の額を基礎に、様々な金額を加減して計算される(446条、計算規則149条・150条)。

甲社の「分配可能額」(461条2項)は、「その他資本剰余金」0円と「その他利益剰余金」5億円を合計した5億円である(446条、計算規則149条・150条)。

したがって、取得価格が総額20億円である本件自己株式取得は財源規制に違反する。

(2) 財源規制に違反する自己株式取得の効力

有効説は、「効力を生じた日における」という463条1項の文言との整合性に加えて、無効説に立った場合における相手方からの同時履行の抗弁の主張を認めるべきではないということを理由とする。<sup>1)</sup>

すなわち、無効説に立った場合、会社と相手方との原状回復義務(民法121条の2第1項)は同時履行の関係に立ち(民法533条類推)、仮に会社が取得した株式を処分しており現物返還ができない場合には株式の時価相当額の金銭返還を要することになるが、もし株価が処分価額よりも高騰していれば結果として会社財産が減少することになり会社債権者保護の趣旨に反するというのである。

しかし、財源規制違反の自己株式取得を承認する株主総会決議が「決議…内容」の「法令…違反」により無効である(830条2項)にもかかわらず、同決議に基づく自己株式取得が有効であるのは

平成23年司法試験参考

基礎応用51頁[論点4]、論証集29頁[論点4]

<sup>1)</sup> 有効説は、相手方は462条1項に基づき義務を履行した段階で、民法422条類推により会社に対し株式返還を請求できるようになると構成し、同時履行の抗弁権を認めない(高橋ほか379頁)。

不整合である。

また、462条1項により同時履行の抗弁権が排除されていると解することもできる。<sup>2)</sup>

さらに、失念株の株式分割後に名義株主が当該株式を売却した事案における不当利得返還額（現：価額償還の額）を売却代金相当額であるとした判例があるところ、この判例と同様に考えて会社の価額償還義務は自己株式処分価額相当額であると解するのであれば、仮に同時履行の抗弁権を認めても不都合はない。

そこで、無効説によるべきである。

### (3) 甲社・D間の法律関係

ア. Dは、財源規制に違反する本件自己株式取得「により金銭…の交付を受けた者」として、甲社に対し20億円を支払う義務を負う(462条1項)。また、Dは、無効な自己株式取得の対価として20億円を受け取ったとして、甲社に対し20億円を返還する義務を負う(民法121条の2第1項)。

イ. 甲社がDから取得した甲社株式をEに対して処分したことにより、当該株式がD・甲社以外の者に帰属することになっている。そのため、当該株式の現物返還が不可能であるから、甲社は当該株式に関する原状回復義務(民法121条の2第1項)として、当該株式の処分価額である20億円をDに償還する義務を負う。

ウ. 両者の返還義務は本来であれば同時履行の関係(民法533条類推適用)に立つはずであるが、462条1項により同時履行の関係が否定されて譲渡人の返還義務が先履行の関係に立つと解することも可能である。このように解すると、両者の返還義務は同時履行の関係に立たない。

最判 H19.3.8・百14

<sup>2)</sup> これについては、①株主の原状回復義務を認めつつ462条1項により同時履行の抗弁権が排除されているとする説明(リークエ290頁、高橋ほか379頁)と、②462条1項は株主の原状回復義務の特則であり、株主は同条項に基づく金銭支払義務のみを負担し、民法121条の2第1項に基づく原状回復義務は負わないとする説明(事例で考える309頁)があるようである。

(参考答案)

## 1. 本件自己株式取得の効力

### (1) 手続規制

本件自己株式取得は、甲社が「特定の株主」Dとの「合意により…有償で取得する」(会社法155条3号、156条1項、160条1項)ものであるから、厳重な手続規制に服する。

具体的には、①株主総会の特別決議(156条1項、160条1項、309条2項2号)、②それに先立つ他の株主に対する売主追加請求通知(160条2項)が必要であるところ、甲社はいずれも経ている。また、「特定の株主」であるDは①に係る株主総会で議決権を行使していないから、160条4項違反もない。

したがって、本件自己株式取得には手続規制違反はない。

### (2) 財源規制

ア. 本件自己株式取得には財源規制が適用される(461条1項3号)。

甲社の「分配可能額」(461条2項)は、「その他資本剰余金」0円と「その他利益剰余金」5億円を合計した5億円である(446条、計算規則149条・150条)。

したがって、取得価格が総額20億円である本件自己株式取得は財源規制に違反する。

イ. 463条1項が「効力を生じた日における」という文言を用いているが、財源規制違反の自己株式取得を承認する株主総会決議が「決議…内容」の「法令…違反」により無効である(830条2項)こととの整合性を保つためにも、財源規制違反の自己株式取得は無効であると解すべきである。なお、無効説に立っても、会社が取得した自己株式を処分していた場合における価額償還義務(民法121条の2第1項)の内容は処分価額を基準として決定されると解すれば、処分後に株価が高騰した事案においても会社財産が減少することになり財源規制の趣旨に反するという事態を避けられるから不都合はない。

したがって、本件自己株式取得は、財源規制違反により無効である。

## 2. 甲社・D間の法律関係

(1) Dは、財源規制に違反する本件自己株式取得「により金銭…の交付を受けた者」として、甲社に対し20億円を支払う義務を負う(462条1項)。また、Dは、無効な自己株式取得の対価として20億円を受け取ったとして、甲社に対し20億円を返還する義務を負う(民法121条の2第1項)。

(2) 甲社がDから取得した甲社株式をEに対して処分したことにより、当該株式がD・甲社以外の者に帰属することになっている。そのため、当該株式の現物返還が不可能であるから、甲社は当該

基礎応用 51頁 [論点4]、論  
証集 29頁 [論点4]

株式に関する原状回復義務（民法 121 条の 2 第 1 項）として、当該株式の処分価額である 20 億円を D に償還する義務を負う。

- (3) 両者の返還義務は本来であれば同時履行の関係（民法 533 条類推適用）に立つはずであるが、462 条 1 項により同時履行の関係が否定されて譲渡人の返還義務が先履行の関係に立つと解することも可能である。このように解すると、両者の返還義務は同時履行の関係に立たない。 以上

### 第 13 問

(事案)

1. 甲株式会社(以下「甲社」という)は、取締役会を置く会社法上の公開会社であるが、上場はしていない。

甲社の取締役は、A、B及びCの3名であり、その代表取締役はAのみである。

甲社の発行済株式総数は1000株であり、Aが450株を、Bが450株を、Cが50株をそれぞれ保有している。

2. 令和4年5月1日、甲社は、適法な招集手続を経た上で、株主総会(以下「本件株主総会」という)を開催し、本件株主総会において、①100株を1株に併合すること、②効力発生日を同年6月10日とすること、③効力発生日における発行可能株式総数を効力発生日における発行済株式総数の4倍に当たる数とすることを概要とする株式の併合(以下「本件株式併合」という)に係る議案が可決された。

なお、本件株主総会において、Aら取締役から株式の併合をすることを必要とする理由は説明されなかった。

(設問1)

令和4年5月10日の時点において、Cが本件株式併合の実現を阻止するためには、会社法に基づき、どのような手段を採ることができるかについて、説明しなさい。

(設問2)

令和4年5月10日の時点において、Cが甲社に対して本件株式併合に係る経済的補償を求めるためには、会社法に基づき、どのような手段を採ることができるかについて、説明しなさい。

なお、本件株式併合の効力を否定し、又は損害賠償を請求するという手段については、論じなくてよい。





(解説)

1. 出題の概要

第13問は、株式併合に関する基本的な理解を問う問題である。

2. 解答のポイント

(1) 設問1

本件株式併合の効力発生前にその実現を阻止するための手段としては、①株式併合の差止訴訟(182条の3)を提起するとともに差止仮処分を申し立てる方法(民事保全法182条の3)と、②株主総会決議の取消しの訴え(831条1項柱書)を提起するとともに同決議の執行停止を命ずる仮の地位を定める仮処分を申し立てる方法が考えられる。

(2) 設問2

ア. 端数処理の手続

まず、本件株式併合は100株を1株に併合するものだから、Cが保有する本件株式50株は端数処理される(235条、234条2項ないし5項)。

具体的には、甲社は、50株に相当する株式を競売し、その売却代金をCに交付しなければならない(235条)。

イ. 反対株主の株式買取請求

次に、Cは、端数処理による交付予定額が不当であると考えられる場合には、株式併合の効力発生日である令和4年6月10日の「二十日前の日から…前日までの間」に、182条の4に基づく反対株主の株式買取請求権を行使すべきである。

平成29年司法試験設問2・  
3参考

基礎応用55頁・1(1)、論証  
集30頁・1(1)



(参考答案)

## 設問 1

### 1. 差止請求

- (1) Cは、甲社株式 50 株を有する「株主」として、本件株式併合の差止訴訟(182条の3)を提起するとともに、差止仮処分の申立て(民事保全法 23 条 2 項)をすることが考えられる。
- (2) Cは、甲社株式を 50 株しか有していないため、100 株を 1 株に併合することを内容とする本件株式併合により、株主たる地位を失うことになるという「不利益を受けるおそれ」がある。
- (3) 本件株主総会において、Aら取締役から株式の併合をすることを必要とする理由は説明されなかったため、本件株式併合を可決する株主総会決議(以下「本件決議」という)には 180 条 4 項違反による「決議の方法が法令…に違反」という取消事由(831 条 1 項 1 号)がある。

これが、本件決議に取消事由があることは、株式併合について株主総会の特別決議による承認を必要とする 180 条 2 項という「法令…に違反する」として差止事由に当たる。

- (4) したがって、差止訴訟が認められる。また、株主たる地位を失うという不利益の重大性からして保全の必要性も認められるから、差止仮処分の申立ても認められる。

### 2. 決議取消しの訴え

- (1) Cは、甲社の「株主」として、本件決議から「三箇月以内」に本件決議の取消しの訴え(831 条 1 項柱書)を提起するとともに、同決議の執行停止を命ずる仮の地位を定める仮処分の申立てをすることが考えられる。
- (2) 前記の通り本件決議には 180 条 4 項違反の取消事由が認められる。Aら取締役が本件株式併合を必要とする理由について一切説明していないことから、「違反する事実が重大でなく」とはいえず、裁量棄却(831 条 2 項)はない。
- (3) したがって、決議取消しの訴えが認められる。また、株主たる地位を失うという不利益の重大性からして保全の必要性も認められるから、仮処分の申立ても認められる。

## 設問 2

1. まず、本件株式併合は 100 株を 1 株に併合するものだから、Cが保有する本件株式 50 株は端数処理される(235 条、234 条 2 項ないし 5 項)。

具体的には、甲社は、50 株に相当する株式を競売し、その売却代金を C に交付しなければならない(235 条)。

なお、甲社は非上場会社であるため、その株式については市場価格が存在しないから、競売以外の方法により売却するには裁判所の許可を要する(235 条 2 項・234 条 2 項ないし 4 項)。

2. 次に、C は、端数処理による交付予定額が不当であるとする場合には、株式併合の効力発生日である令和 4 年 6 月 10 日の「二十日前の日から…前日までの間」に、182 条の 4 に基づく反対株主の株式買取請求権を行使すべきである。

C は、本件株主総会に先立って本件株式併合に反対する旨を甲社に通知し、かつ、本件株主総会において本件株式併合に反対する旨の議決権行使をしていたのであれば、「反対株主」（182 条の 4 第 2 項 1 号）に当たり、2 の請求が認められる。 以上

## 参考文献

### (会社法)

- ・「株式会社」第8版(著:江頭憲治郎-有斐閣)
- ・「会社法」第4版(著:田中亘-東京大学出版会)
- ・「会社法 Corporate Law」第3版(著:高橋美加ほか-弘文堂)
- ・「リーガルクエスト 会社法」第5版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「リーガルマインド 会社法」第15版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「会社法」第25版(著:神田秀樹-法律学講座双書)
- ・「事例で考える会社法」第2版(著:伊藤靖史ほか-有斐閣)
- ・「事例研究 会社法」初版(編著:小林量・北村雅史-日本評論社)
- ・「会社法事例演習教材」第3版(著:前田雅弘ほか-有斐閣)
- ・「一問一答 令和元年改正会社法」初版(編著:竹林俊憲-商事法務)
- ・「一問一答 平成26年改正会社法」第2版(編著:坂本三郎-商事法務)
- ・「一問一答 新・会社法」改訂版(編著:相澤哲-商事法務)
- ・「新・会社法100問」第2版(編著:葉玉匡美-ダイヤモンド社)
- ・「会社法判例百選」第4版(有斐閣)
- ・「重要判例解説」平成18年度～令和4年度(有斐閣)
- ・「別冊法学セミナー 新司法試験の問題と解説」2006年～2011年(日本評論社)
- ・「別冊法学セミナー 司法試験の問題と解説」2012年～2023年(日本評論社)
- ・「受験新報 司法試験 論文式問題と解説」2006～2016(法学書院)
- ・「法学教室 特集 新司法試験プレテスト(必須科目)」2006. Apr.NO307(有斐閣)
- ・「司法試験 論文式 問題と解説」中央大学真法会編(法学書院)
- ・「民事執行・保全法概論」(編:中野貞一郎-有斐閣双書)
- ・「改定 民事保全」(補正版-司法研修所)

### (手形法・小切手法)

- ・「基本講義 手形・小切手法」初版(著:早川徹-新世社)
- ・「リーガルマインド 手形法・小切手法」第2版補訂版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「手形・小切手法 判例百選」第7版

### (商法総則・商行為法)

- ・「リーガルマインド 商法総則・商行為法」第2版補訂版(著:弥永真生-有斐閣)
- ・「商法総則・商行為法 判例百選」第5版